

## 矢吹町奨学金返還支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本町における若者の定住を促進するため、大学等在学中に貸与を受けた奨学金の返還に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、矢吹町補助金等の交付に関する規則（昭和52年矢吹町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）をいう。

(2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種学資資金及び第二種学資資金並びに福島県奨学資金貸与条例（昭和27年福島県条例第58号）に規定する奨学資金、矢吹町奨学資金及びその他町長が認める奨学金をいう。

(3) 正規雇用 雇用期間の定めがない雇用契約を締結しており、1週間の所定労働時間が30時間以上ある雇用形態をいう。（自ら事業を営む者も含む。）

(4) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、町営住宅使用料、水道・下水道・農業集落排水使用料、公共下水道受益者負担金、農業集落排水受益者分担金、保育料、幼稚園バス分担金及び児童クラブ育成料をいう。

### (交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公

務員は除く。

- (1) 大学等に進学し、在学している期間に前条に規定する奨学生の貸与を受けた者
  - (2) 大学等を卒業したもので、第6条第1項に規定する認定申請時の属する年度の末日時点において満35歳未満の者
  - (3) 正規雇用にて就業し、継続して勤務している者（自ら事業を営む者については2年目の申請以降、申請する年度の前年の収入が130万円以上であること。）
  - (4) 町内に住所を有し、補助金の交付申請する年度の末日まで継続して居住する者（事業所等の人事異動、研修その他の理由により一時的に町内に在住する者は対象としない。）
  - (5) 本町の町税等及び奨学生の返還を滞納していない者
  - (6) 他制度による補助金等を受けていない者
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力團に関係していない者
- （補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助金の交付を申請する年度内に返還する奨学生の額とし、12万円を限度とする。ただし、当該年度における対象期間が12か月に満たない場合は、月額1万円を限度として月割りをもって算定した額とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
  - 3 第1項に規定する補助金の額の算定に際し、繰上償還による奨学生等の返還額の増額分は、考慮しないものとする。
- （補助金の交付対象期間）

第5条 補助金の交付対象期間は、町内に住民登録を行った日の翌月以降から奨学生を返還する期間とし、継続した96月分の返還期間を上限とする。ただし、補助金の交付を受けている者が第3条に規定する要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した日以後の期間は、町長が特別な理由がある

と認める場合を除き、返還支援対象としないものとする。

(補助金の交付対象者の認定)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の6月1日から10月31日までの間に、矢吹町奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、第1号及び第2号に規定する書類は2回目以降の申請時には省略することができる。

- (1) 大学等が発行する卒業を証明する書類の写し
- (2) 奨学金の借入額及び返済予定額が確認できる書類の写し
- (3) 就業証明書（様式第2号）、自ら事業を営むものにあっては自ら事業を営むことを証する書類（登記事項証明書、開廃業等届出書等の写し）、自ら事業を営む者の2年目以降の申請については前年の収入を証明する書類（確定申告書の写し）
- (4) 個人情報取扱いに関する同意書（様式第3号）
- (5) その他、町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、矢吹町奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定通知書（様式第4号）又は矢吹町奨学金返還支援事業補助金交付対象者不認定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付対象者の認定をする場合において、当該返還支援事業の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。

(認定申請事項の変更及び承認)

第7条 前条第2項により補助金の交付対象者認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに矢吹町奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定変更申請書（様式第6号）に、必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、矢吹町奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定変更承認通知書（様式第7号）又

は矢吹町奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定変更不承認通知書（様式第8号）により認定者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 認定者又は前条第2項の変更承認通知を受けた認定者は、当該年度の3月末までに矢吹町奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 当該年度内に返還した奨学金の額が分かる書類の写し（預金通帳の写し等）
- (2) 就業証明書（様式第2号）
- (3) その他、町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、矢吹町奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（様式第10号）又は矢吹町奨学金返還支援事業補助金不交付決定通知書（様式第11号）により認定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する決定通知を受けた日から起算して14日以内に矢吹町奨学金返還支援事業補助金交付請求書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象者から請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたと認められるとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することを不適当

と認めたとき。

2 町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、矢吹町奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、矢吹町奨学金返還支援事業補助金返還命令書（様式第14号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（個人情報の保護）

第12条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、本事業の資格審査及び補助金の交付事務のためにのみ利用し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。

2 町は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び矢吹町個人情報保護条例（平成13年矢吹町条例第30号）に規定する内容を遵守しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。